

商品概要説明書

当座貯金

(2026 年 4 月 1 日現在)

商 品 名	・当座貯金
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期 間	・期間の定めはありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・随時預け入れできます。 ・１円以上 ・１円単位
払戻方法	・小切手・手形または当組合所定の払戻請求書により随時払い戻しできます。
利 息	・無利息となります。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・別途審査により貸越を利用できます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になります。
貯金保険制度 （公的制度）	・ 貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融部（電話：０７６－２６６－５２０２）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 なお、弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 金沢弁護士会（電話：０７６－２２１－０２４２）
その他参考となる事項	・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当ＪＡに対する解約の通知は書面によるものとします。 ・この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当ＪＡはその支払義務を負いません。 ・前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。 ・呈示された手形、小切手は、呈示日の１５時までには当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし１５時以降に入金した資金であっても、当組合が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ・この貯金は、２０２５年４月１日より新規口座開設の取扱いを停止しています。 ・２０２６年４月１日より小切手・手形用紙の発行は停止しています。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ金沢中央